

議事日程 (第3号)

令和4年6月17日 午前9時00分開議

- 日程第1 報告第7号 施設管理瑕疵による車両事故の損害賠償額 (人的損害) の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 日程第2 承認第6号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算 (第2号) の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第3 議案第20号 大刀洗町文化会館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第21号 中央公民館大規模改修工事請負契約の締結について
- 日程第5 議案第22号 大刀洗町消防団第2分団消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第6 議案第23号 P C購入契約の締結について
- 日程第7 議案第24号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算 (第3号) について
- 日程第8 閉会中の継続調査申出について (総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第7号 施設管理瑕疵による車両事故の損害賠償額（人的損害）の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 日程第2 承認第6号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第3 議案第20号 大刀洗町文化会館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第21号 中央公民館大規模改修工事請負契約の締結について
- 日程第5 議案第22号 大刀洗町消防団第2分団消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第6 議案第23号 PC購入契約の締結について
- 日程第7 議案第24号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）
-

出席議員（10名）

2番 隠塚 春子	3番 平田 康雄
4番 野瀬 繁隆	5番 黒木 徳勝
7番 平山 賢治	8番 東 義一
9番 古賀 世章	10番 松熊武比古
11番 高橋 直也	12番 安丸眞一郎

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	副町長 ……………	大浦 克司
教育長 ……………	柴田 晃次	総務課長 ……………	松元 治美
税務課長 ……………	田中 豊和	福祉課長 ……………	矢野 智行
地域振興課長 ……………	村田 まみ	産業課長 ……………	矢永 孝治
建設課長 ……………	棚町 瑞樹	子ども課長 ……………	平田 栄一
健康課長 ……………	早川 正一	生涯学習課長 ……………	佐々木大輔
会計課長 ……………	山田 恭恵	住民課長 ……………	案納 明枝
財政係長 ……………	福岡 信義	人事法制係長 ……………	辻 孝将
監査委員 ……………	村山真知子		

開議 午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。現在の出席議員は10人です。

ただいまから、令和4年第18回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 報告第7号 施設管理瑕疵による車両事故の損害賠償額（人的損害）の決定及び和解に係る専決処分の報告について

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、報告第7号施設管理瑕疵による車両事故の損害賠償額（人的損害）の決定及び和解に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号施設管理瑕疵による車両事故の損害賠償額（人的損害）の決定及び和解に係る専決処分の報告についてを終わります。

日程第2. 承認第6号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、承認第6号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、承認第6号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は承認することに賛成の議員は起立願います。

[議員10名中起立10名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本件は承認することに決定しました。

日程第3. 議案第20号 大刀洗町文化会館設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、議案第20号大刀洗町文化会館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号大刀洗町文化会館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員10名中起立10名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第4. 議案第21号 中央公民館大規模改修工事請負契約の締結について

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、議案第21号中央公民館大規模改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 4番、野瀬でございます。

1点目は、これ、繰越し議案をかけられて、繰り越して、工事を発注されるということでございます。その繰越しの中に、併せて工事管理業務の730万の程度が入ったと思うんですが、当然、これを、工事をやっていくには、工事管理業務を発注されると思うんですけども、その今、発注状況というか、それがどうなっているかというのはちょっと教えていただければと思いますが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

工事管理業務委託の状況についての御質問でございますが、工事管理業務委託については設計業者のほうと随意契約を既に終えている状況でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 私も当然、その設計業者が一番内容詳しいから、こういう物価の高騰とかいろいろありますので、しかも改修ですからある程度、難しいところもあると思います。

特に、塗料関係なんかは非常に高騰したりしてますので、しっかりと指定された材料を使ってるかどうかとか、そういうのをしっかり確認していただきたいというふうに思います。

それと、続けてちょっと質問させていただきます。

入札結果表を見ますと、7社が指名されております。このうち指名理由のところ①、②、③と書かれてまして、財務規程では、なるべく5人以上というような書き方をされてて、ちょっと言葉の表現がいいかなと思うんですが、それと、そのほかにもいろんな規則があつて、結果的には7社を指名したというふうになってます。

結果を見ますと、その7社のうち4社は辞退という形になってるんですね。これについて、この辞退される、せっかく7社指名して4社も辞退、半分以上ですよ。半分以上が辞退をするという、この状況をどういうふうにちょっと受け止められているかをお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 引き続きお答えいたします。

7社を指名して4社辞退という状況をどう考えるかという御質問でございますが、こちら入札結果15番の表をご覧くださいまして、1番から4番までは久留米市内の業者でございます。それから5番から7番までは福岡市内の業者です。今回、1,000点以上、14番の①でございますけれども、1億5,000万円以上は格づけの1,000点以上の業者を指名する必要がございました。その関係で久留米市には4社しかなく、福岡市から3社を指名しているところでございます。この指名を決定した時点で、福岡市の業者については辞退をするのではないかというふうに予想をしておりました。それプラス4番の業者についても辞退があつてるところでございます。

なかなか近隣の業者でないと、この規模の工事、受けていただけないという状況等もあり、ある程度、予想しておったところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 財務規程では、概ね5社以上っていうか、5名以上というふうになってますので、仮に5名でもよかったかなと思うんですけど、後のいろんな規程があつて7社ということになります。

業者はいなかったというか、近くに業者がいなかったということだろうと思うということですが、これ、辞退届というのがあると思うんですよ。辞退届を多分、入札前に辞退届が出てくると思うんですけど、その様式ってあるんですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 引き続きお答えいたします。

辞退届の様式についてでございますが、こちらについては指名の連絡をした際に辞退の届を出していただくこととなりますが、特に様式としてはあるかもしれませんが、業者の様式で出しているところがございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ホームページの中を見ますと、入札辞退届っていう、これ、様式があります。その辞退の理由が、上記工事区間入札を都合により辞退しますというだけになってるんですね。ほかの都市とか、自治体とか、いろいろ参考にしてみますと、辞退理由がもっと詳しく書いてあるんですよ。例えば手持ちの工事が多くて、さらに工事を受注することができないとか、この工事を受注したら技術者が不足するとか、それとか作業員の確保が困難と、そういうものに丸を付けるようになって、最後には会社の都合によると。その他と。そういうのを書くようになってる。

それによって、次の指名とかいろんなものを考えていく上で、あるいは設計額がとても高くて入札できないとか書いてあるかも分からんし、もう少しこう、何か辞退理由を把握できるようなことを考えるべきだと私は思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。この件について考え方ですけど、執行部のほうはどなたか答弁されますか。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 現在まで、一応、辞退するっていうのは会社のほうの都合でできるような形になっておりますので、理由等を確認するということは行ってこなかったんですけども、今後の入札方法に向けて参考になるようであれば、そういったことも検討していきたいと思えます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） やっぱり業者を選定するに当たっては、やっぱり公平とか、あるいは技術力とか、できれば幅広くそういう業者を求めてより安く、いい品質を納めてもらいたいというのは、これ、当たり前の話だと思うんですよ。入札、指名業者を決めるときに、御存じかどうか分かりませんが、コリンズというのがあって、ずっと今までの業績をいろいろ情報が入ったところが入って、そういうのを見たりして参考にしていくというのも一つのやり方としてはあるんですよ。だから、そういう意味でも町としてはやっぱり都合により辞退っていうだけではなくて、せっかくいろいろこう考えて指名したんだから、なぜ辞退されるのか、もうちょっと詳しくやっぱり把握しとくべきかなというふうに考えますので、そこら辺、検討方よろしく願いたいと思えます。

○議長（安丸眞一郎） ほかございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 11番、高橋です。

先ほどの野瀬議員の質問にもちょっと関連するんですけども、辞退した業者の理由が分からないっていうのは本当そのとおりだと思います。

初日でも質問に対してちょっと答弁が、予定価格も最低制限価格も公表していないという答弁があったと思うんですけども、最低制限を公開してしまうとくじ引きになるから一般競争入札のちょっと意味を、ちょっとなさないとまでは言いませんけども、私も最低制限は伏せてもいいと思うんですけども、この予定価格を町のほうはいつも公開しないんですか、それとも案件によって予定価格を公開したり、公開しなかったり、何かこう住み分けしてるんですかね、そこをお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 予定価格については、町として一切公表はしてありません。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） なぜ公開しないんですかね。予定価格、設計段階で町の予算のほうもあるんで、予定価格は町のほうでもわかってると思うんですけども、じゃあ予定価格を公開しない理由を教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） 今、御質問いただきました、予定価格をなぜ公表しないかというところでございます。

やはり入札前に予定価格を公表するということになると、いわゆる入札額がある程度というか決まるものですから、その業者のほうでは競争という、競争入札が業者のほうでは制限されてくるということになって、落札価格というのが高止まりになるというところがございます。いわゆる業者の努力の部分が見えないところもありますし、場合によっては予定価格だけを見て、業者の技術力がない業者であっても、そこの一番近いところに入札予定価格に入札されてくると。積算をせずに入札されてくるという部分もあるというふうに思いますので、とりあえず、うちのほうでは予定価格、大刀洗町のほうでは予定価格というのはもう公表しないというふうに取り扱っているところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） いや、それじゃあ業者さんが今回、どれぐらいの規模の予算で工事を発注してるのかというのが分からないと思うんですよ。それが入札、公募するときに図面見て、これぐらいの予算でやるのであれば、うちも手を挙げれるとか、これじゃあちょっとうちの予算規模には合わないなとかいう辞退理由につながると思うんですけども、予定価格も分からな

いで、辞退業者がこんなに多いんで、それこそ野瀬議員が言われたように辞退した理由ですね、が全然見えてこないと思うんですよね。実際、7社指名しているのにも半数以上が辞退すると。本当にこれが一般競争入札の理に適ってるのかという疑問も出てくると思いますので、辞退が今後、少なくなるような業者の選び方と、また辞退した業者が何で辞退したのか、そのうちの予定価格が低すぎたのかとか、そういった検討資料にもなると思いますので、その辺はちょっと今後、考えていただく余地はないでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） 入札様式の中に、業者に渡す資料の中に、仕様書というものを入れています。そこは工事量について書いてあって、その金額部分がもちろん空白になってる部分です。それをそれぞれの業者の方が電卓を叩きながらその積算をしていただく。ですから、うちのほうではあえて答えだけを出すのではなくて、業者のほうの努力っていうものもそちらのほうもお願いをしたいということでございます。

それと、あと先ほどおっしゃいました辞退届、それぞれいろんな理由があろうかと思えます。それにつきましては我々もそんなに数多くの方が辞退されたらちょっと不都合等もございますので、そこにつきましては先ほど総務課長が言いましたように、検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） よその自治体見てますと、予定価格、最低価格も公表している自治体、たくさんありますので、その辺は今後、検討していただきたいと思えます。

それと、もう1つ、ウクライナ情勢関係で、資材の高騰により、今後、増額予算の追加とか、増工に関してスライド条項とかあると思うんですけれども、その際には議会には諮らない、増工が出た場合はもう議会に働きかけないで、そのままもう随契というか、そういった形で予算を認めていくという流れになるんですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 高橋副議長の御質問にお答えいたします。

ウクライナ情勢等で資材の高騰等があった場合、契約の変更があった場合に増額予算を議会にかけるか、契約を議会にかけるかということでございますけれども、契約の変更あった場合には、予算そのものは議会に御審議をいただくこととなります、増額予算そのものについては、契約については改めて議決いただくということはないと考えます。

追加で、併せて答弁させていただきたいんですが、私、初日の副議長の質問の際に、そういった不測の事態があって増額等が生じた場合は契約に定めがないので、甲乙、両者が協議して定め

るという条項を使って協議をするというふうに答弁したんですけれども、契約書をちょっとよく読み込んでみましたら、そういった条項がございましたので、初日の答弁を取り消しまして、ちょっとお詫びを申し上げまして、あらためてちょっと御説明させていただきます。少し長くなりますけれども、契約書の26条というところに、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となった場合は、発注者または受注者は前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。また、次の6号が、高橋副議長、御指摘の点かと思いますが、予期することができない特別の事業により、工期内に日本国内において急激なインレーションまたはデフレーションを生じ、請負金額が著しく不相当となったときは、発注者または受注者は各号の規定に関わらず、受入れ請負代金額の変更請求することができるというふうに定められておりました。この条項を使いまして、そういった事態が起こった場合には、工事金額について両者協議をして決定するということになると思います。

ただ、原則としては契約を締結しておりますので、受入れ金額で履行していたことが原則というふうに考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） じゃあ確認ですけれども、増工で予算が例えば500万とか、1,000万とか上がりますと。それども議会に1回1回かけるっていうことですかね、これは。いくら以上の工事じゃないと議会の承認がいらぬみたいな条項が多分、町であると思うんですけども、今回、これについては、もう少しでも予算が増減、予算が上がった場合はその都度、議会に承認を求めるという流れですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 引き続きお答えいたします。

増工した場合、そのたびに予算をかけるかということでございますが、初日の答弁でも申し上げたとおり、工事予算に多少の余裕を持っています。ですので、その範囲内の増工であれば、議会にお諮りすることはないかと思っております。不測の事態、先ほど申し上げたような不測の事態があって、資材が大幅に上がったと。工事予算の余裕を持っても賄い切れないという場合には追加の予算を審議いただくということになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

ほかございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 申し訳ありません。今の件について、ちょっと補足質問させていただきます。

今、26条と確かおっしゃったと思うんですけど、国の標準約款みたいなのが25条になってたと思うんですよ。いわゆる物価スライド条項っていわれるやつなんですね。普通だったら、例えば資材が非常にこう入手困難とか、物価が高騰して物価スライドをしなさいっていう、どのくらいするのかとかいうのはある程度、国とか、県からの指示で動いてたような気がするんですよ。今回も独自でしていただければいいんですけど、何かそういう、全体の動きがないとなかなかしにくいだろうと思うんですね。だから、そこいら辺、いや、それでも独自でやるんだよと、この要綱を適用させるんだよというようなことの考えなのか、やっぱりそこはある程度、全体的な物価上昇とか、そういうのを判断する上で国とか県の動きを見ながらやっぱりやっていくという考えなのか、その考え方を、ちょっと基本的な考え方を教えていただきたいと思うんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 野瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど、私が申し上げた26条の5号と6号というのは、特別な要因によりという前提が入っております。恐らく、野瀬議員の御質問のその物価スライドという部分で26条の1項、2項にその点、定められているようでございます。これについては12月を経過した後に、契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認めるときは、相手方に対してそういった請求ができるという条項がございます。恐らくこちらのことをお尋ねなんだろうと思います。

これについては、その差額のうち、変動前、残工事代金額、失礼しました、差額のうち変動前、残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならないというふうに定められているようでありますが、県とか国に対応するかどうかというのは、今現在、私のところでは分かりかねるところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 町独自でなかなかそういう判断はしにくい面もあると思うんですよ。ですから、そこら辺は物価の上昇の傾向とか、そういうのとか、業界の動きとか、そういうのが自ずと出てきますので、そういうのをしっかり把握されて、対応していただきたいというふうをお願いしておきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） ほかがございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 8番、東です。

今回の中央公民館大規模改修工事という形で、中央公民館の用途、また中央公民館は災害時の避難場所等に指定されていると思います。

そこで、お尋ねですけど、令和3年の設計段階で十分バリアフリー関係での検討もされて、図

面ができたと思うんですけど、1点、館内のバリアフリー関係については十分されていると思うんですけど、図面を見ると、身障者駐車スペースという形で出て、平面図であるんですけど、このスペースという形で、雨天の場合、特に避難場所を指定関係、それから公民館の利用形態で、雨天の場合とか車から降りても結局シェルター関係をちょっと図面ないもんですから、そういったシェルター関係についての見直しというか、そういったことについて全てのバリアフリー関係についてどんなふうな考え持っておられるか、お尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 東議員の御質問にお答えしたいと思います。

図面の1枚目が1階の平面図でございまして、こちらの左下部分に身障者スペースを2台新設する予定であります。この部分にシェルターをという御質問だと思いますけれども、こちらについては図面を見ていただければ分かるように、現在のところは設置をされない予定となっているところでございます。ですので、役場のすぐ右、正面玄関右側の身障者駐車スペースにもシェルターは設置されておりますので、今回、予定はされておりませんが、増工対応ということで設置を業者のほうと協議していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。10番、松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） 10番、松熊です。これは、設計事務所の設計管理ということでお聞きしましたが、これは設計変更とか、使用材料の変更とか、こういうのは町としてはどんなふうに考えてありますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 松熊議員の御質問にお答えします。

材料の変更であるとか、設計変更の対応がどうかということでございますけれども、まず、設計の変更については増工等があった場合に設計の変更というのが発生しますので、設計の変更というのは都度、特定の様式を持って届を出していただいて、その決裁をするように手続を進めるようにしております。

それから、材料の承認についても同様に様式がありますので、そういった事務手続はする予定にしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。10番、松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） なかなか設計事務所とゼネコンと分かれてやりますと、なかなか設計事務所の力ちゅうのが建設会社に届かんとですよ。取ったもんが勝ちというような考え方で、大体ゼネコンは今までやってきております。だから、その辺、設計事務所が意図した材料、意図

した商品ができるのが設計事務所の考え方なんですけど、これが今までずっと、私も建築業界でやっておりましたが、すぐ設計変更になって安い値段、安い値段、安い商品になっていくわけですね。そうすると、受けたときは設計事務所の仕様で契約してるんですけど、もう材料を浮かせるためにそんなのでどんどん、どんどん、材質がうちでも落としていくわけです。その辺の検査、監査というのはどうお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 引き続きお答えいたします。

そういった設計の変更とか材料の変更についてどう監督をしていくかというご質問だと思います。

それについては、月に1回程度、設計業者と施工業者と担当者のほうで会議をしていきますので、その場でしっかりコミュニケーションを取って管理していきたいというふうに考えております。

また、今回の設計業者に関しては、昨年度も運動公園のトイレ等を設計しておりますし、ある程度、コミュニケーション取れる業者でございます。また設計業者、それから施工業者ともに久留米市の業者でございますので、その間もしっかりコミュニケーション取っていただいて、そういった不当に安い材料使ってるとか、そういったことがないように、監督をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号中央公民館大規模改修工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第5 議案第22号 大刀洗町消防団第2分団消防ポンプ自動車の取得について

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、議案第22号大刀洗町消防団第2分団消防ポンプ自動車の取得

についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 8番、東です。物品売買仮契約書の2ページになりますけど、第1条関係で（2）の企画及び仕様関係の中で、オートマチックトランスミッション2輪駆動という形で記載されておりますが、消防自動車関係については緊急的な要素はもちろん持っておるんですけど、雪の場合の道路関係を走行する場合とか、水害関係についてのぬかるみに入っていくところもあると思うんですよね。これら2輪駆動という形で仮契約してありますけど、一般的な車やったら4輪駆動関係を想定しますけど、2輪駆動であって、4輪駆動というのはないものかということをお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） このタイプになりますと、2輪しかないという形になります。

今回、買います消防のポンプ車につきましては、今、若い世代の方が乗れるような、運転できるようなポンプ車としております。今、ほかのところにしてある分に関しては、23歳とか25歳ぐらいからの若い世代の普通免許では乗れない自動車となっておりますので、今後はこういった形で若い方も乗れるような自動車に変えていくっていう形になっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 総務課長の回答によりますと、2輪駆動しかないということなんですけど、例えば東北とか、北海道とか、雪の多い地区ですね、それについても2輪駆動しかないという形で解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 今現在、若い方の普通免許で運転できるポンプ車については、この2輪車しかないという形になります。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号大刀洗町消防団第2分団消防ポンプ自動車の取得についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員10名中起立10名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第6. 議案第23号 PC購入契約の締結について

○議長（安丸眞一郎） 日程第6、議案第23号PC購入契約の締結についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 初日、ほかの議員の質問で、初日、答弁があったと思うんですけども、物価高騰によりパソコンの金額が上がったということを確認初日の答弁で聞いたと思います。この契約金額からしてパソコンを台数で割ると、大体約1台19万ぐらいですかね。物価高騰のあおりですごく何か上がったみたいに言われるんですけども、私たちが家電量販店でいろいろパソコンとか見ますけれども、そんなに上がったような感覚がないんですけども、実際、前のときと同じ仕様で買ってるということなんですけども、1台当たり大体どのくらい上がったんですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 高橋議員の御質問にお答えします。

初日の答弁のときに、野瀬議員のほうからも御質問いただいた件でございます。

当初は四十数台購入する予定にしておりました。令和3年度が592万程度の予算でして、34台購入しております。昨年度の1台あたりは17万5,000円程度というふうに思っております。今年度19万ですので、1台あたりが大体1万5,000円ぐらいは上がっておるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 初日ちょっと質問しました。仕様書が変わってないんですかという質問をしました。仕様書が変わってれば当然単価も上がると思うんですが、私どもが説明を受けたのは、いわゆるデスクトップ型のパソコンで、AB型、A、Bというふうに分けられて、1つはMSオフィスですね、いわゆるマイクロソフトだろうと思います。もう1つはジャストオフィスというのを3年度予算で半々、44台ですから22台か23台ずつぐらいすると。ジャストオフィスが非常に価格的にマイクロソフトよりも半分ぐらいの値段だから、ぐっとその安くなると。ただ性能は非常にジャストオフィスもよくなって、互換性もよくなったから、これをちょっと使いますよということで、当然、価格が下がったものと思ってたんです。

質問した後、ちょっと町のホームページで入札結果を見ますと、1回8月ぐらいに入札をされて不調に終わってるんですよ。さらに9月にまた入札をされて台数を下げられたと。44台か5台から34台ぐらいに下げられて入札が行われて落札をしています。そのときに、ただ単に台数

を変えられただけで、多分、1回のは高かったんだろうと思うんです、入札結果が。2回目は落札されてるということで、1か月間の間にそんなに価格は何かこう変わるのかなとかのがあって、何か資料の安いほうの台数をちょっと増やされたりしたのかも分かりませんが、そこら辺の事情はちょっと去年の話で申し訳ないけど、事情がどうなのかちゅうのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 昨年度の入札の件についての追加の質問でございます。

昨年度の令和3年度の予算を計上するとき、要するに令和2年度の年末に最初の見積もりを取っております。そこから令和3年度の入札の時までに価格がポンと上がっているものでございました。それで、1回目の入札のときはかなりの差が開いて、到底落ちないであろうという金額しか入りませんでした。そこで、1か月間の間に庁内のほうでも協議をしまして、落札ができるような入札のほうに仕様を変えたところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今回のケースから見ても、8社のうち4社も辞退しておることになってまして、先ほどの質問と同じようなことですが、なかなかその業者さんは、やっぱり高く調達できないのかなとか、他にも事情があるんでしょうけど、そこら辺も同じような質問になると思いますが、なぜこう辞退されてるのかというのを把握しとかなないと、こういう物品購入とか特に指名して設計とか見積もりがちょっと高過ぎますよということになってるのか、そこら辺の原因もやっぱり把握しないといけないと思いますので、今後、そういうこともちょっと検討していただきたいと思うんですけど、ちょっと考えがあればお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 今の御質問にお答えいたします。

私どもの今回の契約は、物品売買契約のほうになりますので、辞退の表明されたときに、一応、相手の業者のほうには電話確認で内容を確認しております。ほとんどのところが半導体等が調達できないため、その数を確保できないというところの辞退理由が多うございました。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） すいません、もう1点だけですね。これ、予定価格が税抜きで書かれてるんですけども、1,365万4,300円。これはパソコン1台の定価を積み上げて、台数分積み上げて、この金額になったんですかね。この予定価格は公表していたんですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） こちらのほうの設定のほうは、議員おっしゃられるとおり1台当たりの大体の価格をこちらのほうで積算しまして決めておるものでございまして、予定価格のほうの公表はしておりません。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 大体ってこれ、メーカーの小売希望価格の定価を台数分積み上げて、この予定価格にしたということですか、じゃあ。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 一応、こちらのほうの導入予定の備品の仕様書作っております、そちらのほうでは一般的に売られているパソコンとは内容が全く変わってございます。個人情報等も扱いますし、館内で使うものですので、仕様のほうは若干変わってくると思います。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかはございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号PC購入契約の締結についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員10名中起立10名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第7. 議案第24号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第7、議案第24号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 初日でも質問させてもらったんですけども、電気代の予算が補正で約2,800万上がっていることなんですけども、今週の火曜日にも新聞に掲載されてまして、今日もまた新聞に載ってたと思うんですけども、新電力会社ウエスト電気さん、ここの契約破棄で今回、2,800万円の補正予算をっていう説明があったと思うんですけども、損害賠償も今後、検討しなくちゃいけないと思うんですけども、違約金についてはどのような内容の契約にな

っているのでしょうか。

そして、大牟田市さんはウエスト電気さんと契約してて、契約破棄になって提訴してますけども、うちの町のほうは今後、違約金だけを求めていくのか、損害賠償も求めていくのか、その辺のちょっと具体的なお考えをお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。どなたが答弁されますか。福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） それでは、高橋議員御質問の電力の契約に関する違約金条項と、それから大牟田市のほうが賠償提訴、踏み切られたの対応ということかと思えます。

今、新聞等で、先に報道が出ておりますので、議員の皆様には御心配をおかけしているところかと思えますけども、今回、ウエスト電力との契約については、4月末をもって解除通知を送って解除したところでございます。なお、その契約条項について違約金そのものに対する記述はございません。

ただ、いわゆる受注者がウエスト電力側が理由もなしに電力の供給をやめるとした場合については、それによって町が被った損害については損害賠償を請求することができるという条文がありますので、今後、その損害がいくらになるのかということについては、また近隣、同じようにウエスト電力と契約をしておりました近隣の市町村とも情報を入手していきたいというふうに考えているところでございます。

また、賠償の提訴ということで大牟田市さんがされておりますけれども、この損害賠償をする、提訴するかどうかにつきましては、ある程度、その損害がいくらなのか、それとまたウエスト電力が自治体以外にも約3万件の契約件数があったというふうにお話を聞いております。またその相手方が賠償に対して支払い能力がどれほどあるのかということも含めまして、提訴するのか、損害賠償するのか、そこについても今後、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） まあ実際、途中でウエスト電気さんが契約を破棄したんで、2,800万円の補正追加が実際、こうやって出てきてますので、そこはきちんと損害賠償として提訴していいと思います。

また、顧客が3万件もあるということであれば、そういった損害賠償、あちらこちらからやっぱり今後、ウエスト電気さんは提訴されると思うんで、早目に提訴しておかないと、先方がなくなってしまうとどうしようもないし、その辺のことも。うちの町は毎月顧問料を年間で、月か年か分からないですけど、顧問料を払って弁護士の先生に確か相談窓口を設けてると思うんですけども、その件は弁護士の先生に相談されてますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） 高橋議員御質問の、町の顧問弁護士のほうに相談をしたことはあるかというお尋ね、御質問でございます。

この件に関しましては、顧問弁護士のほうと1度御連絡を取りまして、こういったところで損害賠償ということが可能かどうかについて御相談はしたところでございます。一定程度、損害があれば、これは損害賠償できるものですよというふうな回答は得ておりますが、損害額をいくらにするか、大牟田市さんの場合はもう値上がりした分の、電気料が値上がりした分を損害額として今回、提訴されたようでございますので、そこも参考にしながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ということは、今回の2,800万、追加予算で、補正で上げてきているこの2,800万は別に損害賠償ではないと、損害ではないというふうに町は考えてるわけですかね。2,800万円、実際、ウエスト電気さんが契約を破棄したんで、2,800万、要するに用立てしなくちゃいけないから補正予算で上げてきてるわけじゃないですか。この2,800万円は損害ではないと、町のほうは考えてるということですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） まず、今回、2,800万円、補正で増額を上げさせていただきましたけれども、この2,800万円については、まずウエスト電力との契約が令和4年1月から12月末までの契約でございます。4月末で契約を解除しておりますので、5月から新しい九州電力と契約をしておりますけれども、5月から12月までのまず使用利用見込みで算出した金額。それから令和5年の1月から3月までにつきましては、現在の電力の需給、もしくは市場電力の高止まりを鑑みますと、仮に今から入札を実施したところで1月以降、電力料金が下がる見込みがないというところで、1月から3月までも同じ料金体系で算出した金額を補正予算として計上しておるところでございます。

当然、ウエスト電力とは12月末までの契約予定でございましたので、もしその損害賠償が電力料金が値上げになった分ということで考えるのであれば、5月分から12月分までの電力値上がり分が損害と捉えるのが一つの考え方になるかというふうに思っております。

それについては、ウエスト電力の支払いが可能か、現在、ウエスト電力のほうからも損害賠償についても免除の要望書等が提出されておりますので、その会社の財務体力等、また近隣の状況等も引き続き聴取していき、しかるべき対応をしていくということが求められると考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 結局、ウエスト電気さんからも電気の供給が止まったから、これだけ、2,800万の補正予算を組まないで、今後、電気代を賄えないということでの補正予算なので、この分は損害賠償、きちっと細かくまでは確定できてないからということがあると思うんですけども、それと、また新聞見ますと、今後、九電さんから電気を買うときは標準価格の1.2倍というふうな記事が載ってます。これ、本来、ウエスト電気さんに切り替えなれば、そのまんま1.0倍で買えたのが、切り替えてしまったから、それもウエスト電気さんの契約がもう終わったから、また九電に戻るとき1.2倍で今度買わなくちゃいけないということで、この0.2のほうも損害賠償として提訴できるのかというのは、弁護士の先生と話さないといけないと思いますけども、早急にこれは取り組んでもらったほうがいいかなと思っております。

最後に、ウエスト電気さんと連絡取れます、取れてます、取れてません、もう。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） ウェスト電力のほうと書面だけでなく、会社の役員のほうが一度お話しにいられております。そのときに具体的なお話、状況等もお伺いはしておりますし、お名刺をいただいておりますので、電話、もしくはメールで連絡は取れる状況には、今、ございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございますか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 申し訳ありません。ちょっと関連してお伺いしたいと思うんですけど、今日の新聞でも久留米市とかほかの市の比較がこう出てます。いわゆる損害賠償を提訴するかどうかっていうのは、これは議決事項でもありますので慎重にいろいろ検討されるんだろうと思うんですよね。

ただ、うきは市がやってるみたいに、違約金、いわゆる電力供給を撤退するという通知が来て、新たな電力会社を探して、どこにも見つからないので、最終的には九電と。最終保障を見たら、電気は供給しなければならないという電気事業法があると思うんですけど、それによって1.2倍ぐらいの価格になるという、それはある面、上限を決められてるっていうか、だろうと思うんですね。

今まで新電力さん、ウエスト電気さんとのやり取りを何か途切れ途切れにやられてるみたいですけど、私はやっぱり町の姿勢を明確にするべきだと思うんですよ。例えば、契約解除に伴う違約金については、例えば弁護士さんとかいろんな事例を見て、いくら請求をしてる、違約金については。多分、違約金でそんなに高くないんだと思うんですけど、違約金については。損害賠償についても当面よそがやってるような、今、高橋議員もちょっと質問をされましたけど、いわゆる高い電力をもう買わざるを得ないと。ほかに探してもないから買わざるを得ないということで、とりあえず2,800万円の損害賠償の請求を相手方にしてると。

私どもはよく地元の方々から、どげんなつとうとなと聞かれるんですよね。この新聞見ても、別に町の動きが全く見えないような形になりますので、そこの町の姿勢というのをちょっと明確にさせていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

まず、ウエスト電力については、こういうふうな状況になりましたので、町としては内容証明郵便で4月30日をもって契約を解除するんだと。なお、契約を解除したことにより、当方に損害が生じた場合は、同条第2項によりその損害を賠償請求することがありますので申し添えますということで、まず、きちんと意思表示をいたしております。

その中で、向こうのほうから、先方のほうからいろいろ違約金を、損害賠償はもう資力が全部に対して支払う資力がなくて免除してもらえないか、その代わりに違約金は支払う用意があるとか、いろいろお話をいただいているところです。

その中で、大牟田市さんが提訴をされたということなんですけれども、実際に提訴するに当たっては、まずこの損害額を確定させるという作業が要ります。何がこの場合損害なのか。例えば、4月分までは契約解除前までの単価が上がった分とかは分かるんですけれども、今後、12月までの分について、まだこちらのほうがお支払いをしてないので、既に確定した例えば5月分の電気料金とかは確定してるんですけど、だから民事訴訟法上はその額をどうするべきかというところがございます。

また、これもウエスト電力さんのほうからお話を聞いている中では、要はウエスト電力さんのほうが秋にこの入札に入って、その後の事情の変更、もちろん電力価格、燃料費の高騰等ございませうけど、一番はウエスト電力さんが大手の電力会社から電力を購入して小売りをしてたわけです。その年度の切り替え、3月の切り替えで大手の電力会社のほうが、もう電気の需給逼迫で、ウエスト電力さんのほうに電力を契約をしないというふうに通知をされているわけです。それをもって、じゃあ大手の電力会社さんから電気が購入できなくなった場合に、市場で購入してする場合も、要は赤字になって、到底供給責任持てないので、今回、撤退しますというお話をされていて、なので、どこまでがウエスト電力さんの責めに帰すべき理由として訴訟になったときに、取れるのかということころは。実際に訴訟してみないと分からないという部分がありますし、これは軽々に申し上げることではないです。もし、訴訟中にウエスト電力さんが清算されて、会社がなくなったときに、じゃあ訴訟を起こしたほうが、その分が回収できるのか。あるいはもう違約金として先に先方が申し出てる分だけでも回収したほうが町にとっては回収ができるのか。その辺も含めて今、近隣の久留米市等とも協議しながら、どうするかというのを検討しているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今の説明で大まかな筋が分かりましたので、ありがとうございました。

私は、今、最後におっしゃいましたように、損害賠償っていうのは本当に損害が発生してからやるべきものかなということで、いろんな判例とかこう見てますと、この件に関しては多分、損害賠償請求しても負けるのかなという考え方が多く書かれております。それは裁判の話ですから別ですけど、取れるお金、取れるお金じゃなくて取るべきお金ですね、違約金とか。そういうのは早くしとかないと、債権放棄みたいな形に問われるという可能性があります。ですから、そこら辺をもう少しちょっと整理していただきたいということと、もう1点、ちょっとお伺いしたいのは、こういう損害賠償の額の決定とか、提訴とか、あるいは違約金が発生したときの額の確定とか、地方自治法の中の議決事項、何条ですか、96条関係ですかね、議決事項であるんですけど、それに違約金の額の確定とかいうのは議決事項として入ってくるのかどうかちゅうのはちょっと確認しておきたいと思うんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。どなたが答弁されますか。福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） 野瀬議員御質問の、議会の議決に関するところでございます。ここにつきましては、例えば町のほうが持っている債権の放棄に関するものについて、議会の議決に関する条文がございます。

では、そもそもその債権が何なのかということは、先ほど来から御説明しておるところでございますように、じゃあ何をもって損害とするのか、町が相手方に持つ債権はというものをはっきりと確定しましたら、この件については債権放棄というのが議会の議決事項、もしくは和解等もございますので、固まり次第、早急にこれについては議会に御提案するべきものと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 96条の中にだけを見て、どれに該当するのかというのはなかなか今の時点では判断難しいと思いますので、要は、私が言いたいのは、先ほど町長答弁いただいたように、情報を議会側にもしっかりと説明していただきたいと。我々はやっぱり地元の方々といろんな話をするとき、町も頑張っってこういうふうやってるんだよって話ができますので、ぜひそれをお願いしたいということで質問をさせていただきました。

○議長（安丸眞一郎） ほかがございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員10名中起立10名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第8. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

○議長（安丸眞一郎） 日程第8、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会及び議会運営委員会の各委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、所管事務調査等の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（安丸眞一郎） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第18回大刀洗町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時04分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 6月17日

議 長 安丸眞一郎

署名議員 古賀 世章

署名議員 松熊武比古

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 6月17日

議 長

署名議員

署名議員